

各都道府県バス協会会長 殿

公益社団法人日本バス協会

会長 清水 一郎

観光バスの安全確保の徹底について

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、本日、静岡県で発生した貸切バスの事故を受け、国土交通省自動車局長から、別添のとおり通知がありました。

安全確保の徹底を図るため、下記事項について傘下会員事業者に対し、安全対策及び事故防止対策が図られるよう周知徹底をお願いいたします。

記

1. 運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。
特に次に掲げる事項について改めて実施を徹底すること。
 - (1) 確実に点呼を実施すること
 - (2) 乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握に努めること
 - (3) 適切な運行計画を作成し、確実に指示すること
 - (4) 適切な運転操作等運行の安全を確保するために遵守すべき事項について指導すること
2. 乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再徹底すること。
3. 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令順守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること

担当：技術安全部（田中・横山）

電話：03-3216-4015

Eメール：yokoyama@bus.or.jp